

令和5年度事業計画

1. 基本方針

滋賀県の文化活動の活性化および文化・経済の発展への寄与を目的に、「文化で滋賀を元気に！」する事業を実施する。「滋賀県文化振興条例（平成21年7月制定）」の趣旨を踏まえ、文化、経済、学術、マスコミ、行政をはじめ多様な分野で活躍している方々と連携し、ポストコロナの文化芸術の復興と未来への投資など、文化と経済の好循環に向けたプロジェクトや交流事業を行う。

2. 事業内容

(1) 「文化で滋賀を元気に！」するプロジェクトの実施

① 「2023 文化で滋賀を元気に！賞」の実施

文化の力で、活力あふれる地域社会の実現に貢献されている団体または個人に、感謝と今後の活動を期待して表彰する。

県民または県内団体から「2023 文化で滋賀を元気に！賞」にふさわしい活動を推薦していただき、選考委員会で選考後、最も優れた活動には大賞（1件）を、各賞（若干数）は推薦者から提案された名称に基づき賞名を決定し、表彰する。

表彰式は、次年度の総会で行い、受賞者に表彰状と賞金を贈呈する。

② 「文化で滋賀を元気に！」する調査研究、提言

事業を通して調査研究を行うとともに、地域経済という観点から滋賀県の文化振興を考え、新しい構想やプロジェクトを検討していく。

ア 滋賀アートプラットフォーム事業の開催

「文化芸術の可能性を地域に取り入れ、次世代にも魅力ある地域づくりを進める」という提言に基づき、文化芸術を通じた出会いや交流を目的とする「びわ湖・アーティスト・みんぐる」を、地元企業等の協力や「文化で滋賀を元気に！賞」受賞者の優れた活動を企画に活かし実施する。

イ 文化ビジネス塾の開催

経済活動に文化が織り込まれ、その結果として文化の活性化につながる「文化ビジネス」の振興という提言を念頭に、多様な分野で活躍している方々との情報交換や交流の場をつくる。

ウ 提言研究

当フォーラム事業の成果や議論から、文化と経済の好循環に向けた新たな展開について取り組むべき方針をまとめる。

③ 「文化で滋賀を元気に！」シンボルマークの利用促進

県内において文化振興に関する事業でのシンボルマークの利用を通じ、「文化で滋賀を元気に！」していく気運や一体感が醸成されることを目指す。

(2) 「文化で滋賀を元気に！」する情報交換の場の提供

① 総会・講演会・交流会等の開催

総会時に講演会および交流会、「2022 文化で滋賀を元気に！賞」表彰式に加え、びわ湖ホール声楽アンサンブルによる演奏会を行い、多様な分野の方々との情報交換の場とする。

日 時：2月25日(土) 14:00～18:30

会 場：びわ湖ホール (大津市)

内 容：

ア びわ湖ホール声楽アンサンブル演奏会

イ 「2022 文化で滋賀を元気に！賞」表彰式

ウ 講演会

演 題：「琵琶湖水系を撮る」

講 師：今森光彦氏 (写真家)

エ 「文化で滋賀を元気に！」する提言発表

提 言：「博物館は地域社会に貢献できるのか

ー近江国の文化財をどのように継承し活用するか、博物館の使命とはー」

オ 第13回総会

<議 案>

第1号 令和4年度事業報告(案)について

第2号 令和4年度収支決算(案)について

第3号 令和5年度事業計画(案)について

第4号 令和5年度収支予算(案)について

第5号 役員を選任(案)について

カ 交流会

② 「文化経済サロン」の開催

各方面で活躍されている方を講師に招き、話題提供を通して講師と会員等が自由に語り、情報交換する場とする。

(3) 「文化で滋賀を元気に！」する広報活動の展開

① ホームページによる発信

当フォーラムの紹介や入会案内をはじめ、各種事業や「文化で滋賀を元気に！」シンボルマークの利用促進等に関する情報を発信する。

② ニュースレターの発行

当フォーラムの事業の告知や結果、会員の活動案内、投稿などを掲載したニュースレターを発行する。

③ 会員活動チラシの送付

会員の文化活動や企業活動のチラシ等を随時会員に送付する。

(4) 「文化で滋賀を元気に！」する事業への後援、参画等

「文化で滋賀を元気に！」する事業への後援、参画等を行うことにより、魅力ある事業を応援するとともに、さまざまな分野とのネットワークを広げる。

以上